

『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』 該当項目の整理表
 (案件：5・6号機取水路開渠における重機足場整備に伴う管理対象区域への追加)

目次	該当項目	理由
I 全体工程及びリスク評価について講ずべき事項	-	全体評価及びリスク評価に関する内容ではないため。
II 設計、設備について措置を講ずべき事項		
1 原子炉等の監視	-	RPV/PCV/SFP内の使用済み燃料等の監視に関する内容ではないため
2 残留熱の除去	-	RPV/PCV内の燃料デブリ、SFP内の燃料体の残留熱除去に関する内容ではないため
3 原子炉格納施設雰囲気等の監視等	-	PCV内の気体の監視等に関する内容ではないため
4 不活性雰囲気等の維持	-	RPV/PCV内の可燃性ガスに関する内容ではないため
5 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理	-	燃料の適切な貯蔵・管理に関する内容ではないため。
6 電源の確保	-	特に高い安全機能や監視機能を有する構築物、系統及び機器ではないため。
7 電源喪失に対する設計上の考慮	-	全交流電源喪失時に関する内容ではないため。
8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理	-	放射性固体廃棄物の処理等に関する内容ではないため。
9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理	-	放射性液体廃棄物の処理等に関する内容ではないため。
10 放射性気体廃棄物の処理・管理	-	放射性気体廃棄物の処理等に関する内容ではないため。
11 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等	-	放射性物質の放出抑制時による敷地周辺のホウ砂戦防護に関する内容ではないため。
12 作業員の被ばく線量の管理等	-	作業員の被ばく線量の管理等を実施するため。
13 緊急時対策	-	緊急時の通信連絡手段や安全避難通路等に関する内容ではないため。
14 設計上の考慮	-	
① 準拠規格及び基準	-	準拠規格及び基準に関する内容ではないため。
② 自然現象に対する設計上の考慮	-	自然現象に対する設計上の考慮に関する内容ではないため。
③ 外部人為事象に対する設計上の考慮	-	外部人為事象に対する設計上の考慮に関する内容ではないため。
④ 火災に対する設計上の考慮	-	火災に対する設計上の考慮に関する内容ではないため。
⑤ 環境条件に対する設計上の考慮	-	環境条件に対する設計上の考慮に関する内容ではないため。
⑥ 共用に対する設計上の考慮	-	共用に対する設計上の考慮に関する内容ではないため。
⑦ 運転員操作に対する設計上の考慮	-	運転員操作に対する設計上の考慮に関する内容ではないため。
⑧ 信頼性に対する設計上の考慮	-	信頼性に対する設計上の考慮に関する内容ではないため。
⑨ 検査可能性に対する設計上の考慮	-	検査可能性に対する設計上の考慮に関する内容ではないため。
15 その他措置を講ずべき事項	-	その他措置を講ずべき事項に関する内容ではないため。
III 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項	○	管理対象区域の変更について図面の変更を行うため。
IV 特定核燃料物質の防護	-	特定核燃料物質の防護に関する内容ではないため。
V 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項	-	燃料デブリの取出しに関する内容ではないため。
VI 実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項	-	実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項に関する内容ではないため。
VII 実施計画の実施に関する理解促進	-	実施計画の実施に関する理解促進に関する内容ではないため。
VIII 実施計画に係る検査の受検	-	仕様前検査を受検する案件ではないため。

福島第一原子力発電所
特定原子力施設への指定に際し
東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対し
して求める措置を講ずべき事項について等へ
の適合性について
(5・6号機取水路開渠における重機足場整
備に伴う管理対象区域への追加)

令和6年2月
東京電力ホールディングス株式会社

本資料においては、福島第一原子力発電所の5・6号機取水路開渠における重機足場整備に伴う管理対象区域への追加に関連する「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成24年11月7日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）等への適合方針を説明する。

目 次

Ⅲ	特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項.....	1
---	------------------------------	---

Ⅲ 特定原子力施設の保安のために措置を 講ずべき事項

Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項

運転管理，保守管理，放射線管理，放射性廃棄物管理，緊急時の措置，敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講じることにより，「Ⅱ. 設計，設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し，かつ，作業員及び敷地内外の安全を確保すること。

特に，事故や災害時等における緊急時の措置については，緊急事態への対処に加え，関係機関への連絡通報体制や緊急時における医療体制の整備等を行うこと。

また，協力企業を含む社員や作業従事者に対する教育・訓練を的確に行い，その技量や能力の維持向上を図ること。

1.1 措置を講ずべき事項への適合性

5,6号機取水路開渠内に設置した重機足場の管理対象区域変更について，放射線管理上，適切な措置を講じることにより，「Ⅱ. 設計，設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し，かつ，作業員及び敷地内外の安全を確保する。

1.2 対応方針

1.2.1 目的と背景

重機足場の平面図および構造図を図-1 および 2 に示す。下記に示す設備については，放射線管理上，特に管理対象区域の範囲に関して適切な措置を講じる必要があるため，「Ⅲ.3.1 放射線防護及び管理」に基づき管理する。なお，重機足場の天端高さは立入制限柵内と同レベルとなっており，防護設備及び監視体制に変更を及ぼすものではない。

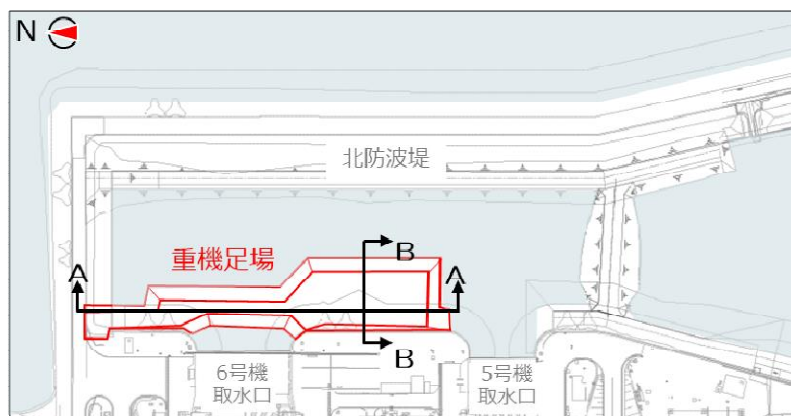
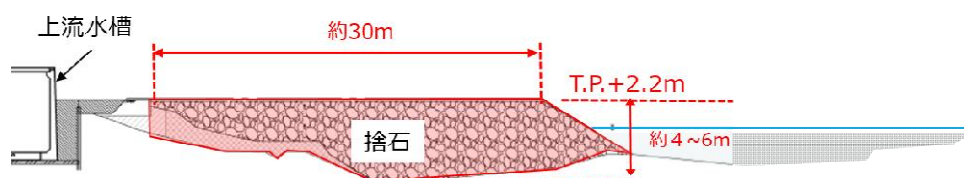


図-1 重機足場平面図



(a) A-A 断面



(b) B-B 断面

図-2 重機足場断面図

1.2.2 重機足場本設化経緯および利用計画

ALPS 処理水希釈放出設備の構築において、輻輳する工事の安全性をより向上させて施工する観点で、重機足場を構築したものである。

重機足場構築当初は ALPS 処理水希釈放出設備構築のための工事用一時仮設を目的としていたが、ALPS 処理水希釈放出設備の保全計画の具体化の過程において、上流水槽等のコンクリート構造物においてもクレーンを使用した詳細点検に加え、点検頻度も毎年の実施とすることとなったため、当初計画時の海水移送配管近傍での既存ヤードでは、海洋放出設備全体（機電設備・土木設備等）のメンテナンスヤードが不足することが判明したことから、メンテナンス作業ヤードの確保が必要となった。

また、「福島県原子力発電所安全確保技術検討会が取りまとめた 8 項目の要求事項」（令和 4 年 7 月 26 日）に基づき、5,6 号機取水路開渠の環境改善を目的として 5,6 号機取水路開渠の浚渫工事を実施してきたが、透過防止工の一部改造後は、港湾外からの堆砂の流入が確認されており、今後の希釈用の海水の取水に安定取水に影響するおそれがあることから継続的な浚渫工事が必要となっており、2023 年 10 月からも維持浚渫工事を実施している。

上記より、今後の ALPS 処理水希釈放出の長期に亘る設備保全のためのメンテナンスヤードや 5,6 号機取水路開渠内の継続的な環境改善（堆砂撤去）工事への利用として、当社が土地として利用すること（「本設構造物」）の許可を福島県より頂き、重機足場を本設化することとなった。重機足場を利用したメンテナンス作業計画図および浚渫作業計画図を図-3,4 に示す。

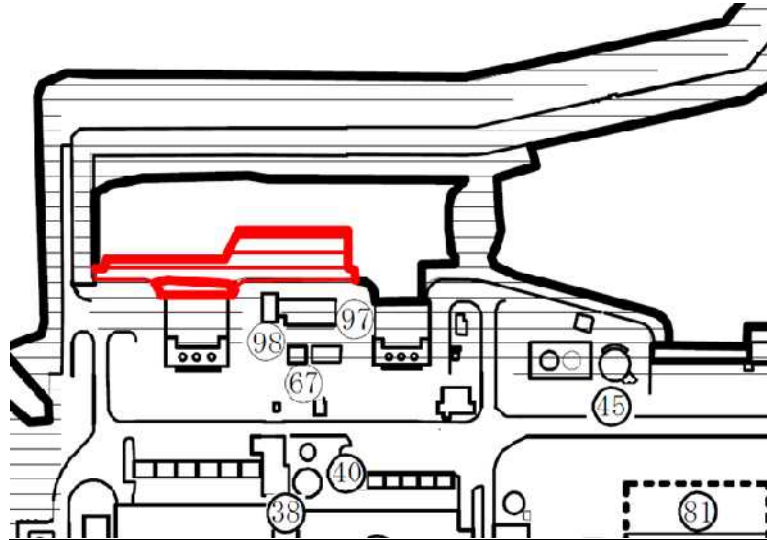


図-5 管理対象区域図の変更概要

1.2.4 重機足場において講じる措置

重機足場の管理対象区域追加に伴い講じる措置における法令の要求事項やマニュアル等の整理について、表-1 に示す。

表-1 法令の要求事項やマニュアル等の整理

東京電力株式会社福島第一 原子力発電所原子炉施設の 保安及び特定核燃料物質の 防護に関する規則	実施計画・QJ-53 放射線管 理基本マニュアル	実施内容
第9条 管理区域への立入 制限等（抜粋） イ 壁、柵等の区画物によ って区画するほか、標識を設け ることによって明らかに他の 場所と区別し、かつ、放射線 等の危険性の程度に応じて人 の立入制限、鍵の管理等の措 置を講じること。	第45条（抜粋） 放射線防護 GM は、管理対 象区域を柵等の区画物によ って区画する他、標識を設け ることによって明らかに他 の場所と区別する。 ※放射線管理基本マニユア ルに関しても同様の記載	重機足場は、管理区域境界 （外側）が海であり、人がみ だりに立ち入れない場所 であるため区画、標識の設置は 行わない。 なお、当該箇所からの人の 出入りは原則禁止*とする。 ※5,6号機取水路開渠内の作 業において出入りが必要と なる場合には、所定の申請を 行っただうえで実施する。

1.2.5 5,6号機の取水への影響

5,6号機取水路開渠内は、仕切堤にて1-4号機側の港湾から締め切り、北防波堤透過防止工の一部を改造し、港湾外から希釈用の海水を取水している。図-6に示すように、重機足場は6号機取水口前面に構築されているが、重機足場の構築完了以降、開渠内の水位観察を継続しているが、水位の有意な変動はなく、取水への影響も確認されていない。

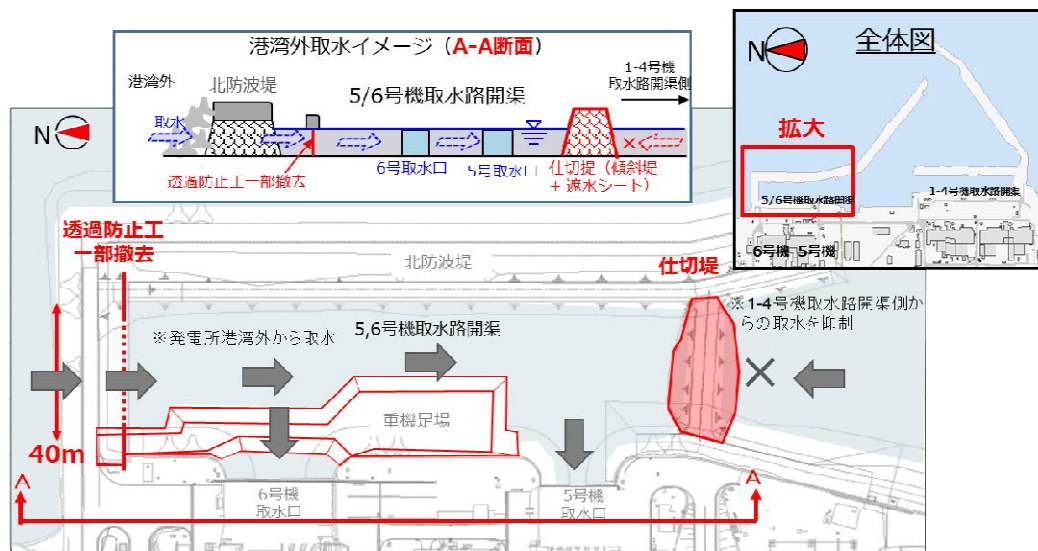


図-6 5,6号機取水路開渠 取水方法